

東京ゼロエミ住宅認証審査業務規程

アウェイ建築評価ネット株式会社

(趣旨)

第1条 この東京ゼロエミ住宅認証審査業務規程（以下「規程」という。）は、アウェイ建築評価ネット株式会社（以下「ABN」という。）が、東京都が定めた（東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（以下「認証要綱」という。）に従って実施する、東京ゼロエミ住宅指針（以下「指針」という。）に定められた認証事項が認証要件に適合するかを審査（以下「認証審査」という。）する業務について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 認証審査について、公正かつ適確に実施するものとする。

(認証審査の業務を行う時間・休日)

第3条 認証審査の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時30分から午後6時00分までとする。

2 認証審査の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 12月29日から翌年の1月4日まで

3 認証審査の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に建築主との間において認証審査の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 ABNの所在地は、東京都新宿区揚場町2番18号とする。

(評価の業務を行う区域)

第5条 ABNの業務区域は、東京都とする。

(認証審査の業務を行う範囲)

第6条 ABNは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品確法」という。）

第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅の種別ごとの、設計確認審査、設計変更確認審査及び工事完了検査に係る認証審査の業務を行うものとする。

(認証審査の実施方法)

第7条 ABNは、認証要綱の規定に従い認証審査を実施する。ただし、認証要綱の規定に付加して、ABNは、次条以降に定める事項に従い認証審査の業務を実施することとする。

(設計確認審査の申請に付加する事項)

第8条 認証要綱第9条第1項に定める設計確認申請の場合、当該建築主は、同条に定められた添付すべき図書に加えて、ABNが定める東京ゼロエミ住宅認証審査サービス申込書を添えて、ABNに提出するものとする。

(設計変更確認審査の申請等に付加する事項)

第9条 認証要綱第13条に定める設計変更確認申請の場合、当該建築主は、同条第1項及び第2項に定められた添付すべき図書に加えて、ABNが定める東京ゼロエミ住宅認証審査サービス申込書を添えて、ABNに提出するものとする。

(工事完了検査の申請に付加する事項)

第10条 認証要綱第16条に定める工事完了申請の場合、当該建築主は、同条第1項から第3項に定められた添付すべき図書に加えて、ABNが定める東京ゼロエミ住宅認証審査サービス申込書を添えて、ABNに提出するものとする。

(認証審査の申請の受理及び契約)

第11条 ABNは、認証要綱及び規程に従い認証審査の各申請があったときは、次の事項を確認し、当該申請を受理することができる。

- (1) 認証審査を申請された住宅の所在地が、第5条の業務を行う区域内であること。
- (2) 認証要綱及び規程に従いABNに提出すべき申請書及び図書（以下「認証審査用提出図書」という。）に形式上の不備がないこと。
- (3) 認証審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- (4) 前各号に定める他、ABNが受理するうえで不相当と認める事項がないこと。

2 ABNは、前項の確認により、認証審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、ABNは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に認証審査用提出図書を返却する。

4 ABNは、第1項により認証審査に申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者とABNは別に定める東京ゼロエミ住宅認証審査業務約款に基づき契約を締結したものとする。

(認証審査料金)

第12条 ABNは、認証審査の実施に関し、別にABNにおいて定める認証審査料金を徴収することができる。

2 ABNは、前項の適合審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

(事前相談)

第13条 建築主及び手続代行者は、認証審査の申請に先立ち、ABNに相談をすることができる。この場合において、ABNは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第14条 ABNは、電子情報処理組織による申請の受付及び取下げ並びに認証書等又は不交付通知書等の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(都への報告等)

第15条 ABNは、東京都知事から認証審査の内容、判断根拠等の業務に関する報告等を求められた場合、それらの情報について報告等を行うこととする。

(附則)

この規程は、令和元年10月1日より施行する。